

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 1 0 月 2 0 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、〇〇区においても派遣村や〇〇区と同様に取扱われるべき旨主張しており、処分庁が本件処分により請求人に係る医療費の本人支払額を無料とする決定をしないことをもって、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 7月13日	諮問
令和3年 8月26日	審議（第58回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。
- (2) 法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。
- (3) 保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに、それぞれ扶助額を算出するための基準が定められている。

冬季加算については、保護基準の別表第1「生活扶助基準」において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、一月当たり2,630円の冬季加算額を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類・VI区及び同(2)・イ）。なお、保護基準では、生活扶助、住宅扶助、出産扶助及び葬祭扶助の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めているが、〇〇区が、級地区分において、「1級地-1」に該当する地域であることは、別表第9・1・(1)に掲げられている。）。

- (4) 地方自治法に基づく処理基準

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、収入認定に当たり、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知）第8・1・(4)・アによれば、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

ウ 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・2・(2)・アによれば、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」とされており、「本人支払額に10円未満の端数があるときはこれを切捨てるもの」とされている（運営要領第3・2・(5)・エ・(ア)）。

運営要領第3・2・(3)によれば、「福祉事務所長は、現に医療扶助を受けている者が次（アないしク）に該当すると認められたときは、医療扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと」とされており、同アに「本人支払額を変更すべきことを確認したとき」を掲げている。そして、運営要領第3・2・(4)によれば、福祉事務所長は、要保護者について医療扶助の変更に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書により、

被保護者に対して通知することとされている。

エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10（保護の決定）の問9によれば、他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者に係る保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差し支えないが、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないとされている。

なお、上記アからエまでに掲げる各通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。

2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人の収入について、障害基礎・厚生年金の一月当たりの金額136,198円及び年金生活者支援給付金5,030円をそれぞれ認定し（いずれも従前から変更なし）、その合計額141,228円を請求人の収入認定額（以下「本件収入認定額」という。）としていることが認められる。

そして、本件収入認定額（141,228円）が、保護基準に従って適正に計算された請求人の同年11月分の最低生活費114,640円（居宅基準額77,240円＋障害者加算額17,870円＋住宅扶助16,900円＋地区別冬季加算額2,630円。以下「本件最低生活費」という。）を上回っており、請求人は医療扶助のみの適用を受ける者であると認められることから、処分庁は、本件収入認定額から本件最低生活費を差し引いた26,580円（10円未満切捨て。上記1・(4)・ウ）を請求人に係る同月分の医療扶助本人支払額と認定し、請求人の医療扶助本人支払額を令和2年11月1日以降変更する旨の決定（本件処分）を行ったことが認められる。

以上のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに従って行われたものと認められ、違算等の事実も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記第3のとおり主張し、派遣村や〇〇区と同様に取り扱うべきであり、〇〇区において医療費の本人支払額を無料としない本件処分は誤りである旨主張する。しかし、そもそも移管前の実施機関における保護の程度が転入後の実施機関にも当然に引き継がれるものではなく（1・(4)・エ）、本件処分が、法令等の定めに基づいて、違算等の事実もなく適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹